

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年2月8日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	ジャパンバイオエナジー株式会社 愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号 金山総合ビル7階 代表取締役 八田 堅嗣
	指定開発行為の名称	(仮称)木質産業廃棄物処理施設建設
	指定開発行為の種類	廃棄物処理施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区扇町12番1号
	指定開発行為の目的	木質産業廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約9,272㎡ 建築物：約3,684㎡ 緑化地：約1,673㎡ 構内通路及び駐車場等：約3,915㎡ 設備工程：木質産業廃棄物の破碎・処理ライン 処理能力：197t/日
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成22年4月 完了予定：平成22年11月
	環境影響評価の手続経過	平成21年8月21日：条例環境影響評価準備書公告 平成21年12月21日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成22年2月8日（月）から 平成22年3月9日（火）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く。
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室） （午前8時30分から午後5時まで）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm